

平成 29 年  
第 10 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 10 月 30 日（月） 午後 2 時～

2. 場 所 穎娃文化会館大会議室

3. 出席委員（ 19 人）

会長 1 番 寶代 行廣

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 栗ヶ窪 和治 5 番 宮原 耕一

6 番 東 鈴子 7 番 田中 司 8 番 君野 潤二

9 番 松村 孝徳 10 番 吉崎 久男 11 番 菊永 多佳子

12 番 宮原 俊郎 13 番 徳永 映子 14 番 松永 正美

15 番 東垂水 勝秀 16 番 永山 明美 17 番 梶山 俊孝

18 番 栢木 いさ子 19 番 大隣 初美 20 番 月野 貴大

4. 欠席委員（ 1 人）

4 番 下之門 信洋

5. 議 題

○ 開会の宣告

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 開議の宣告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 議案第 64 号 農地所有適格法人の認定について

○ 日程第 6 議案第 65 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について

○ 日程第 7 議案第 66 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 8 議案第 67 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について

○ 日程第 9 議案第 68 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について

○ 日程第 10 議案第 69 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

○ 日程第 11 その他

○ 閉議の宣告

○ 閉会の宣告

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員 松元 久美 川原 三健

農地係長 上野 誠 係員 川畑 和成 橋村 将平

## 7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたので、ご起立願います。

「一同 礼」

ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。下之門 委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。

これより平成 29 年第 10 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず、会長諸般の報告でございますが、議案資料の 126 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして、事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により11番 菊永 委員、12番 宮原 俊郎 委員、を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。  
お諮りします。本会議の会期は、本日10月30日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。

3㍿からになります。農用地利用集積計画による通知事案ですが、37件の合意解約がなされました。そのうち議案審議に係る分が7件です。内容は、賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほかの申し入れです。解約の主導は、借り人主導によるものが24件で、貸し人主導によるものが13件、解約の理由は、耕作者変更によるものが20件、所有権移転によるものが3件、規模縮小によるものが4件、中間管理事業への載せ替えによるものが9件となっております。詳細は5㍿から12㍿をご覧ください。地目ごとの内訳は、田が21筆で16,339㎡、畑が59筆65,791㎡、合計80筆82,130㎡の合意解約となります。地域別では、潁娃地域2件、知覧地域30件、川辺地域5件となっております。

以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 それでは、資料は15ページからになります。今回は新規認定はありませんでしたので詳細は省きます。また、再認定が10件内容変更が1件ありました。詳細については16ページからをご覧ください。  
以上で、報告を終わります。

議 長 只今、事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより、審議に入ります。  
まず、日程第5 議案第64号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。  
今回は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましては、**茶の栽培・加工及び野菜の栽培、加工並びに販売等**で、会社設立は昭和54年7月、構成員は3人となっています。資本金の額は300万円で、経営計画書にありますように、今後農地の権利を取得し134,400㎡の経営面積を目指します。農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の4つの要件を全て満たさなければなりません。「法人形態要件」については、有限会社です。「構成員要件」については出資者3人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。「事業要件」については、茶の栽培・加工、野菜の栽培・加工それに販売等が主な事業となっております。「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業に従事し、役員全員が農作業に従事いたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第 64 号に係る案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第 64 号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第 6 議案第 65 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。  
まず、潁娃地区調査委員をお願いします。

栢山委員 10 月 18 日、松村 孝徳 委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこないましたので、農業振興地域整備計画変更についての現地調査の報告をいたします。

24 頁、1 番から 3 番は、農用地区域への編入であります。

1 番の申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇、畑の 755 m<sup>2</sup>です。2 番の申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか 1 名です。申請地は、潁娃町〇〇、畑の 945 m<sup>2</sup>です。3 番の申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇、畑の 572 m<sup>2</sup>です。1 番、2 番、3 番とも、農地整備事業により農道整備を実施したいが、申請地が農用地区域外であるために、事業の実施が出来ないので、農用地区域へ編入するものです。1 番と 2 番は、潁娃庁舎から〇〇に〇〇m ほどの〇〇集落に、3 番は、潁娃庁舎から〇〇に〇〇k m の〇〇集落にあります。詳細は、議案資料の 26 頁から 34 頁をご覧ください。1 番、2 番、3 番の申請地とも農用地区域の外周部に隣接しており、農地の集団化が図られ、作業の効率化も見込まれることから、今回農用地区域内への編入については特に問題はないと判断しました。

次に、4 番の申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇、畑の 582 m<sup>2</sup>です。申請人は、両親と同居していますが、手狭になってきたため、申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものであり、「農用地区域からの除外」となっております。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に〇〇で〇〇k m の〇〇集落

にあります。詳細は35頁から37頁をご覧ください。

次に、5番の申請人は、鹿児島市名山町の〇〇〇〇です。申請地は、穎娃町〇〇、畑の13,346㎡のうち9,763㎡と、宅地1筆の978.21㎡で合計10,741.21㎡です。申請人は、太陽光発電事業等を営む法人であり、太陽光発電に適した申請地を譲り受けて発電設備を設置し、発電事業しようとするものであり、「農用地区域からの除外」となっております。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇の〇〇にあります。詳細は38頁から41頁をご覧ください。

次に、25頁、6番の申請人は、鹿児島市西別府町の〇〇〇〇です。申請地は、穎娃町〇〇、山林の1,967㎡です。申請人は、太陽光発電事業等を営む法人であり、太陽光発電に適した申請地を譲り受けて発電設備を設置し、発電事業しようとするものであり、「農用地区域からの除外」となっております。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇の〇〇にあります。詳細は42頁から45頁をご覧ください。4番から6番の申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等に支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。代替地については、数ヶ所検討しましたが、適当な場所がなかったとのことでありました。また、5番の太陽光発電施設の排水については、施設内に1ヶ所の調整池を設置し放流する計画で、6番の太陽光発電施設の排水については、施設内に雨水を貯留し、浸透により処理するとのことでした。このことから、「農用地区域からの除外」については、やむを得ないものと判断しました。

現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 次に、川辺地区の報告をお願いします。

杵木委員 25頁の7番です。申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、ほか1筆、田の438㎡です。申請人は事業拡大に伴い、不足している農業用倉庫と駐車場を整備しようとするもので、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」となっております。現地の場所は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の46頁から48頁の地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等に支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。代替地についても、数ヶ所検討しましたが、適当な場所がなかったとのことでありました。このことから、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」については、やむを得ないものと判断しました。なお、同時に農地法第4条の転用許可申請が提出されておりますので、のちほどご審議していただきます。

現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長           ここで事務局に、補足がありましたら説明を求めます。

農地係長       それでは、補足説明をいたします。

まず、1番、2番、3番です。変更内容については、現地調査員の説明にありましており、それぞれの申請地は、農用地区域の外周部に隣接しており、農地の集団化が図られ、効率的な作業の実施が見込まれることから、今回の編入については特に問題はないと思われます。

次に、4番です。農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響について検討することとなっています。これらの条件につきましては、現地調査員の報告のとおりであります。また土地改良事業等については、県営畑地帯総合土地改良事業で、平成2年度に畑かんのみの事業がなされており、南薩土地改良区からやむを得ない旨の意見書が農政課へ提出されるということです。このことから、4番の農用地からの除外についてはやむを得ないものと判断されるということです。

次に、5番と6番ですが、農業振興地域の変更条件については、現地調査の報告のとおりであります。また、土地改良事業等については、実施されていません。用排水路等への影響につきまして、5番は1ヶ所の調整池等を設置し、近く市の保安林へ放流する計画でありまして、これについては、県と市との協議が必要になりますので、協議が整った後に転用申請を提出するということです。6番については現地調査員の説明のありましており、施設内に雨水を貯留し、浸透により処理することでした。このことから、5番と6番の農用地からの除外についてはやむを得ないものと判断されるということです。

次に、7番ですが、農業振興地域の変更条件については、現地調査委員から報告があったとおりでございます。また、土地改良事業等については、県営ほ場整備事業（中部3工区）がなされておりますが、平成6年で事業も完了しており、川辺町土地改良区よりやむを得ない旨の意見書が提出されています。このことから、7番の農用地から農業用施設への用途区分変更は、やむを得ないものと判断されるということです。

以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願いいたします。

議 長           只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委 員           「なし」の声あり

議 長           質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 65 号による農業振興地域整備変更計画書（案）に係る案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号 農業振興地域整備変更計画書（案）に係る案件については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第 7 議案第 66 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局の提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。50 ㍍からになります。今回の申請は、所有権移転 11 件になります。

所有権移転について、譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほかの申請であります。内訳は、田が 6 筆で 2,856 ㎡、畑が 13 筆で 12,553 ㎡、合計 19 筆 15,409 ㎡となっています。理由は、1 番・2 番・4 番・5 番・6 番・10 番・11 番が相手方の要望、7 番・8 番が相互交換、ほかは規模拡大によるものとなっております。土地の取引価格につきましては、10 a あたり、田が 75,472 円から 334,000 円で、畑が 273,865 円から 606,000 円で売買される予定です。地域別では、潁娃 3 件、知覧 7 件、川辺 1 件でございます。法第 3 条第 2 項各号の判断については、52 ㍍から 57 ㍍の調査書及び 58 ㍍の営農計画書のとおりでございます。以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上でございます。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 66 号農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり



議長 異議なしと認めます。

よって、議案第66号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第8 議案第67号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。

川辺地区調査員の報告をお願いします。

東垂水委員 60号、審議番号1番です。申請人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、田の911㎡の内374㎡です。申請人は農業を営んでいますが、申請地に住宅及び農業用倉庫を整備しようとするものです。なお、申請地には、昭和42年2月から住宅及び倉庫が建設されており、始末書が提出されています。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の61・62号の地図をご覧ください。申請地の北側は田に、西側は5条申請の田に、南側は道路に、東側は雑種地に接しています。現状のままで利用し、よう壁を設けるので、土砂等が流出する恐れはなく、雨水は、ため枡を設け道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後道路側溝へ放流します。日照・通風等については、3.4m程度の緩衝地を設けるので、影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、一般住宅への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号2番です。申請人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、畑の450㎡です。申請人は、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地に一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の63・64号の地図をご覧ください。申請地の北側は道路に、南側は田に、ほかは宅地に接しています。最高30cmの切土を行いますが、よう壁を設けるので土砂等が流出する恐れはなく、雨水はため枡を設け水路へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後道路側溝へ放流します。日照通風等については、1.5m程度の緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

杵木委員 審議番号3番です。先ほど農振の用途変更で、ご審議して頂いた分です。申請人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、ほか

1 筆，田の 438 m<sup>2</sup>です。申請人は事業拡大に伴い申請地に不足している農業用倉庫と駐車場を整備しようとするものです。現地の場所は，先ほど説明しましたので省略致します。詳細は，議案資料の 65・66 頁の地図をご覧ください。申請地の北側は田に，南側は宅地に，ほかは水路に接しています。現状のままで利用するので，土砂等が流出する恐れはなく，雨水は水路へ放流し，日照通風等については，倉庫の建築高 6 m 程度であり，また駐車場での利用であるので，影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから，農業用倉庫及び駐車場への転用は，やむを得ないものと判断いたしました。

現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長           ここで，事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長       補足説明いたします。

立地基準ですが，審議番号 1 番は，周囲に 10ha 以上の集団性があり，生産性が高いため，第 1 種農地と判断されますが，申請地周辺には，概ね 50m 以内に 3 戸以上の住宅が連担しているため，第 1 種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると思われます。審議番号 2 番は，中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから，第 2 種農地のその他の農地と判断されます。審議番号 3 番は，農用地区域内農地ですが，農用地利用計画において指定された用途に供することから「農用地利用計画指定用途」に該当します。

続きまして，一般基準の資力及び信用ですが，審議番号 1 番は，昭和 45 年 2 月から使用されており，始末書が提出されていますので，新たな資金証明は不要となります。審議番号 2 番は全額融資で，3 番は自己資金で賄うまかなう計画で，申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は，農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については，特に必要ありません。また，許可後の速やかな転用については，審議番号 1 番については既に転用済みで，ほかは速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから，審議番号 1 番と 2 番の一般住宅へ，審議番号 3 番の農業用倉庫及び駐車場への転用はやむを得ないと判断するところです。

以上で，補足説明を終わります。ご審議方宜しく願い致します。

議 長           只今，現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件につ

いて審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 67 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については申請どおり許可し、農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに諮問決定については、申請どおり許可し、農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第 9 議案第 68 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告を求めます。

まず、所有権移転の 6 件の報告をお願いします。

松村委員 68 号、審議番号 1 番です。譲受人が颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が鹿児島市永吉町の〇〇〇〇さんです。申請農地は、颯娃町〇〇、畑の 451 m<sup>2</sup>です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、颯娃庁舎から〇〇に〇〇 km の〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の 70・71 号の地図をご覧ください。申請地の西側は畑に、南側は道路に、ほかは宅地に接しています。現状のまま利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け道路側溝に放流し、污水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後道路側溝へ放流します。日照通風等については 2.5m 程度の緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはなく、このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号 2 番です。譲受人が颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が鹿児島市平川町の〇〇〇〇さんです。申請農地は、颯娃町〇〇、ほか 1 筆、畑の 506 m<sup>2</sup>です。申請人は、保育園の園長を務めていますが、申請地を譲り受けて、クヌギ等を植林し、園児たちが自然体験をできる場所を整備しようとするものです。申請地は、颯娃庁舎から〇〇に〇〇 km の〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の 72・73 号の地図をご覧ください。申請地の西側は山林に、ほかは畑に接しています。

現状のまま利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で処理します。日照・通風等についても境界から離して植林するので影響を及ぼす恐れはなく、このことから、山林及び通路への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号3番です。譲受人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人がいちき串木野市湊町の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の541㎡です。譲渡人が市外に居住し管理できないため、申請地を譲り受けて山林として管理するものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の74・75ページの地図をご覧ください。申請地の南側は道路に、ほかは山林と宅地に接しています。現状のままで利用するので、土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝に放流します。日照・通風等については、隣接する農地はないので、影響を及ぼす恐れはなく、このことから、山林への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

**東垂水委員** 審議番号4番です。譲受人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の548㎡です。申請人は、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地に譲り受けて一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の76・77ページの地図をご覧ください。申請地の南側と東側は畑に、西側は宅地に、北側は道路に接しています。現状のままで利用し、ブロック積みするので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道へ放流します。日照・通風等については、建築高6m程度とするので、影響を及ぼす恐れはないと判断しました。また、申請面積が500㎡を超えますが、農地として残しても狭小で有効利用出来ないのではやむを得ないと判断しました。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

現地調査の報告を終わります。

**杵木委員** 次に、69ページ、審議番号5番です。譲受人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の455㎡です。申請人は、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の78・79ページの地図をご覧ください。申請地の西側は畑に、北側は道路に、ほかは宅地に接しています。現状のままで利用し、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け道路側溝に、汚水・生活雑排水は下水道へ放流します。日照通風等については、建築高を5.7m程度とするので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号6番です。譲受人が鹿児島市西別府町の〇〇〇〇です。譲渡人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、ほか1筆、畑の1,913㎡です。申請地は、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて太陽光発電施設を設置しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の80頁から82頁の地図をご覧ください。申請地の北側は、太陽光発電施設で許可済みの畑に、南側は道路・山林・水路に、東側は水路に、西側は道路に接しています。最高50cm程度の盛土と切土を行いますが、防護柵を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は、敷地を砂利敷きにして雨水を浸透により処理し、余りを自然流下で道路側溝に放流します。日照通風等については、施設高1.6m程度なので影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 次に、使用貸借権設定の1件について報告をお願いします。

東垂水委員 83頁、使用貸借権設定の審議番号1番です。借人が南さつま市加世田〇〇の〇〇〇〇さんです。貸人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、畑の868㎡の内363㎡です。申請人は、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地に借り受けて一般住宅を建築しようとするものです。なお、申請地は昭和45年2月から使用されていましたが、建物を取り壊して新たに建築するもので、始末書が提出されています。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の84・85頁の地図をご覧ください。申請地の北側は田に、西側は田と宅地に、南側は道路に、東側は4条申請の田に接しています。現状のままで利用し、よう壁を設けるので土砂等が流出する恐れはなく、雨水はため枡を設け道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後道路側溝へ放流します。日照・通風等については5.5m程度の緩衝地を設けるので、影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

現地調査の報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 まず、所有権移転の頰娃地区分の審議番号1番から2番について補足説明いたします。

立地基準ですが、審議番号1番は、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地周辺には、概ね50m

以内に3戸以上の住宅が連担しているため、第1種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると思われます。審議番号2番は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他の農地と判断されます。

続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、審議番号1番と2番の申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、審議番号1番が全額融資で、審議番号2番が自己資金で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、審議番号1番及び2番とも農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、審議番号1番の一般住宅へ、審議番号2番の山林及び通路への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、所有権移転の知覧地区分の審議番号3番から5番について補足説明いたします。

立地基準ですが、審議番号3番は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。審議番号4番は、上水道及び下水道が敷設された幅員4m以上の市道に面しており、かつ概ね500m以内に医療機関・〇〇〇〇と公共施設・〇〇〇〇があるため、第3種農地の都市的環境整備農地と判断されます。審議番号5番は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。

続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、審議番号3番、4番、5番の申請者は、過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、審議番号3番が自己資金で、4番は全額融資で、5番は自己資金と融資で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、審議番号3番の山林へ、審議番号4番の一般住宅へ、審議番号5番の一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、所有権移転の川辺地区分の審議番号6番について補足説明いたします。

立地基準ですが、審議番号6番は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、

第2種農地のその他の農地と判断されます。

続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、審議番号6番については過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、自己資金で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、審議番号6番については、経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書と九州電力からの工事費負担金請求書が添付されており、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、審議番号6番の太陽光発電施設への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、83番、使用貸借権設定の審議番号1番について補足説明いたします。立地基準ですが、審議番号1番は、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため、第1種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね50m以内に3戸以上の住宅が連担しているため、第1種農地の中で例外的に許可できる集落接続施設に該当すると思われます。審議番号1番は、昭和45年2月から使用されており、始末書が提出されていますが、今回その建物を壊して、新たに一般住宅を建築するもので、全額融資で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、審議番号1番の一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

東 委員 審議番号2番について、転用目的は山林になっていますが、クヌギを植えることになっていますが、クヌギ以外に植える計画はありませんか。

農地係長 クヌギを植えて、周りにシイ・カシの木を植えるとのことでした。

東 委員 それでは、周りに迷惑をかけるようなことはないわけですね。

農地係長 はい。

今市委員 83 ㊦の使用貸借権設定の件で、昭和 45 年 2 月から使用されていたとありますが、どのように使用されていたか。

農地係長 4 条申請で出てきました〇〇〇〇さんがこの方のお父さんで、〇〇〇〇さんが 5 条申請の申請地を含めて 45 年の 2 月から建物を建てたという事です。5 条申請につきましては申請地に建っている倉庫を壊して、新たに建物を建てるという事です。

今市委員 建物とはなんですか。

農地係長 一般住宅です。

農地係長 先ほどの 69 ㊦の 6 番については、敷地内に砂利を敷いて浸透により処理し、余りを西側の市道側溝に流す計画であります。この計画につきましては北側にも前回許可申請のありました、太陽光がありますが、こちらと併せて排水を協議しておりますが、その協議がまだ整っていないという事です。6 番は保留という事でお願いします。

議 長 6 番については、排水の協議が整っていないので保留とのこと。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 68 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに、諮問決定に係る案件の内審議番号 6 番を除く案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号に係る案件の内審議番号 6 番を除く案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 10 議案第 69 号 農業経営基盤強化促進法第 18 第 1 項及び 20 条 2 の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法第 18 条 第 1 項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。87 ㊦から 124 ㊦になります。

「所有権移転」についてですが、譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は



穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか2件であります。理由は、3件とも規模拡大によるものとなっております。地目の内訳は田が5筆、2,120㎡、畑が8筆、6,751㎡の合計13筆で8,871㎡であります。申請農地の取引価格については、10aあたり46,647円から809,418円で売買される予定です。地域別では、穎娃1件、知覧1件、川辺1件となっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。90㍻から104㍻になります。利用権を設定する者は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか77件になります。設定面積は、田が57筆で50,453㎡、畑が93筆で135,174㎡の合計150筆の185,627㎡になります。地域別では、穎娃が6件、知覧が38件、川辺が34件、合計78件となっております。

次に、「使用貸借利用権の設定」であります。105㍻から124㍻になります。利用権を設定する者は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は知覧町〇〇の〇〇〇〇、ほか44件になります。設定面積は、田が54筆の35,498㎡、畑が150筆の165,670㎡、農業用施設が1筆の507㎡となっております。合計205筆の201,675㎡になります。地域別では、知覧地域42件、川辺3件となっております。

以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 只今、説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号8番から12番と使用貸借利用権の設定の1番から4番については宮原 耕一 委員が議事参与の制限に該当しますので、まず、該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第69号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号8番から12番除く73件、並びに使用貸借利用権の設定の1番から4番を除く41件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 69 号 農業経営基盤強化促進法第 18 第 1 項及び 20 条 2 の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号 8 番から 12 番除く 73 件、並びに使用貸借利用権の設定の 1 番から 4 番を除く 41 件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号の案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号 8 番から 12 番を除く 73 件、並びに使用貸借利用権の設定の 1 番から 4 番を除く 41 件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 69 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。宮原 耕一 委員の退室を求めます。  
(宮原 耕一 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第 69 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、賃貸借利用権設定の番号 8 番から 12 番と使用貸借利用権の設定の 1 番から 4 番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案 69 号の内、議事参与の制限に該当する、賃貸借利用権設定の番号 8 番から 12 番と使用貸借利用権の設定の 1 番から 4 番の案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。宮原 耕一 委員の入室を許可いたします。  
(宮原 耕一 委員 入室)

議 長 宮原 耕一 委員に報告いたします。議案第 69 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議 長 次に、日程第 11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 今後の日程について連絡する

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成 29 年第 10 回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 11 番 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 12 番 \_\_\_\_\_

